

県南地域（西白河郡矢吹町）から避難した申立人母・子2名（未就学児を含む。）について、自宅付近の除染が進まず、放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成25年9月分までの避難費用等が賠償された事例。

1256

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、別紙記載の和解金合計392万2811円の支払義務があることを認める。

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、前項の金額のうち40万円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 除染費用に関する情報提供等

（1）申立人らは、被申立人に対し、別紙記載の除染費用（別紙記載の期間に限る。）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

（2）被申立人は、申立人らが別紙記載の除染費用に関して被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年3月10日

（仲介委員 石井逸郎）

損害項目		期間	和解金
避難費用	交通費	平成 23 年 3 月 11 日から 同年 12 月末日まで	¥147,200
	宿泊費		¥119,004
	自動車運搬費用		¥78,750
生活費 増加費用	家賃		¥150,000
面会交通費			¥469,200
精神的損害			¥440,000
面会交通費		平成 24 年 1 月 1 日から 平成 25 年 9 月末日まで	¥984,400
避難雑費			¥840,000
除染費用		平成 24 年 8 月 2 日	¥500,000
精神的損害等、追加的費用等（申立人 X 4）			¥80,000
本件和解仲介に関する弁護士費用			¥114,257
和解金			¥3,922,811